

平成30年第6回（12月）議会定例会会議録

招集年月日	平成30年12月17日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	平成30年12月17日	午前10時01分	
閉議宣告日時	平成30年12月17日	午前10時56分	
応招議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 井波秀俊	2番 山村秀俊	3番 森 作治
	4番 西田時雄	5番 田中秀夫	6番 苗代 実
	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	7番 作田良一	8番 坂井 毅	9番 作田 毅
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長 前 哲雄 総務課長 川北征章 福祉課長 村田真寿美 土木課長 山本忠浩	副町長 山岡正見 税務課長 中村都志子 産業経済課長 吉岡友次 学校教育課長兼社会教育課長 中田利明	教育長 室谷敏彦 住民課長 大山恭功
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議事日程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

平成30年第6回

議 事 日 程 (第2号)

川北町議会定例会

平成30年12月17日 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第50号から議案第57号まで (一括議題)

《再開、会議》

◇議長 山先守夫

本日の出席議員数は、10名であります。

よって会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

《一般質問、答弁》

◇議長 山先守夫

日程第1 一般質問を行います。

発言の通告が参っておりますので、順次発言を許可します。

1番 井波秀俊君。

◇1番 井波秀俊

はい、議長。

12月議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、分割質問方式により質問させていただきます。

先ずは、「除雪対策」についてお尋ねいたします。本年1～2月の大雪は、昭和56年の豪雪以来のもので、町内の国道、県道、町道、区道に至るまで、除雪作業が追い付かず、我が町でも生活や経済活動に大変、支障をきたしました。

この経験を踏まえて、前回答弁いただいた除雪対策について、大雪に備えた除雪会議や除雪計画では、どのように対策・改善されたのでしょうか。

町当局のお考えをお伺いします。

◇議長 山先守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

本年1月から2月にかけての全国的な大雪の影響により、至る所で被害が発生したことは、記憶に新しいところでもございます。

石川県内においても、国道8号線の福井県境において3日間で約1,500台の車が立ち往生するなど、広範囲で影響が出ました。

こうした現状を踏まえ、国、県、市町では、除雪連携会議において、大雪警報が発令された場合、情報共有サイトにより、除雪優先路線である「雪みちネットワーク」は素より、県下全域の路線の除雪状況や道路状況の情報を共有化し、連携強化に取り組んでおります。町では、計画の見直しのため、今年度は除雪路線の作業割について、大型除雪機械の特性、オペレーターの技量等を検討し、一部路線の変更を行っております。

そして、7月に区長会を通じ、除雪に関するアンケートによる意見聴取を行い、そこで

の意見を参考に、自助・共助による除雪の協力体制についても除雪計画書に載せ、先日の町区長会でもお願いしたところでございます。

また、歩道除雪につきましては、経年による機械能力の低下もあり、今年度は、小型除雪機2台をリース契約し、強化を図っております。

更に、今年度、4地区からの小型除雪機購入補助金の申請が出ており、12月補正で3台分の150万円を計上したところであります。

次に、消雪設備について申し上げますと、設置年数が40年以上経過している地区も有り、管路の老朽化、井戸ポンプの能力低下が要因で散水量が少なくなっている箇所もあります。

今後、町全域における井戸及び管路の調査、更には既設管路の更新や新設など国の交付金を活用しながら、中長期的な計画となりますが、着実に進めて参りたいと考えておりますことを申し上げ答弁と致します。

◇2番 井波秀俊

議長、1番。

◇議長 山先守夫

1番 井波秀俊君。

次の質問は「冬季における中学生の登下校対策」について質問させていただきます。

毎年、冬季における中学生の登下校について、スクールバスの活用などの要望が保護者などからでています。

特に自転車通学の中学生は、冬季の自転車通学が困難な場合が多く、保護者の送迎に頼らざるを得ない状況です。

しかしながら、共働きの保護者も多く、仕事を直ぐに早退出来ない実情がございます。

また、本年度から我々町議会が実施している、各種団体との意見交換会の中でも、スクールバスの活用や、送迎を待つ生徒の学校内での待機を強く要望されています。

本年の3月議会において、私から同様の対策についてお尋ねしましたところ、「マイクロバスの運行については、慎重に対策を検討する」という答弁をいただいております。

先の大雪の経験を踏まえた、町当局のお考えをお尋ね致します。

◇議長 山先守夫

教育長 室谷敏彦君。

◇教育長 室谷敏彦

はい、議長。

それでは質問にお答え致します。

中学校の通学距離の基本的な考え方は、家から学校までおおむね6km以内が適正であるとされており、川北町では、全ての生徒がこの範囲に入っております。健康や体力づくりにも効果的であることから、基本的には登下校は徒歩通学をしておりますが、放課後や休日の部活動等もあり、1.5km以上の生徒については年間を通して自転車通学を許可

しております。

ただ、質問にあったように冬季においては、自転車での通学が困難な場合、かつては、生徒は徒歩で学校へ通っておりましたが、現在は、保護者の送迎によって登校しているのが現状でございます。

冬季間のスクールバスの活用については、登校時に保育所の児童と共用しても、乗車定員の超過や始業時刻に間に合わないほど、現実的には難しく、また、下校時において遅番のバスを利用しても、部活動に制限が出るため、活用は難しいと判断しております。

更には、民間の大型バスを貸し切って運行した場合は、各地区を回るには積雪時における区内での車の交差の問題、そして路線バスの通行にも支障をきたす中では、難しいのが現状で、他市町の中学校でも今のところ、こういったバス送迎の対応をしているところはありません。

万が一、今年のような積雪状況になった場合は、休校処置を取りたいと考えています。

また、冬期間の保護者の送迎については、時間に余裕が持てるように、これまでと同様に特別教室に暖房を入れて生徒に開放し、送迎のための時間調整をしたいと考えています。自然災害等で下校時間が早くなった場合でも、同様の対応を考えています。

また、台風の接近が予想外に早まり、子どもの下校時間に余裕がない場合は、これまで通り学校と連絡を取り、町マイクロバスの運行を考えていることを申し上げ、答弁いたします。

◇2番 井波秀俊

議長、1番。

◇議長 山先守夫

1番 井波秀俊君。

次の質問に移ります。

「犯罪・災害発生時における情報伝達の迅速化」についてお尋ねいたします。

11月8日の夕刻に町内において、不審者出没の事案が発生致しました。

しかし、防災無線での第一報が翌日9日の朝7時でした。8日の事案発生時は、中学生の下校やジュニアスポーツクラブ活動など、子供たちだけで出かける時間帯であったのにも関わらず、翌朝まで保護者、学校にどうして連絡がなかったのでしょうか。

もっと早く保護者、学校だけでなく、町民に周知徹底させることは出来なかったのでしょうか。

また、火災においても、町内や近隣の地域で火災が発生していたのにもかかわらず、連絡がないという声も寄せられています。

この件も踏まえて、今後の不審者情報や犯罪発生時、そして火災や災害発生時の情報伝達の迅速化や、連絡網の確立をはかる必要があるのではないのでしょうか。

町当局のお考えをお伺いします。

◇議長 山先守夫

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

それではご質問にお答え致します。

先ず、先月 8 日の不審者情報の件につきましては、目撃者の方が、110 番通報し警察官が駆けつけ、現場を確認致しましたが、それらしき人が見当たらず、不確定な情報であったため、警察から町への通報はございませんでした。

そして翌朝、町の方から警察署へ問い合わせ、確かな情報のみを町民の皆様にお知らせした所でご座居ます。

また、学校の連絡体制につきましては、基本的には、警察や小松教育事務所から町の教育委員会に連絡があり、各学校へ連絡すると共に、保護者へメール配信を行う手順となっております。

能美警察署に確認したところ、「凶悪事件など明確な事案があれば、町等へ連絡を致します」と言う事で行っていただきました。

ご質問の「情報伝達の迅速化や連絡網の確立」につきましては、色々なケースが想定されますが、自治体と致しましては、闇雲に何でも早く伝えれば良いと言うものではなく、正確な情報を素早く入手し、そして、発信すべき内容かどうか的確に判断し、伝えなければならないと考えております。

災害時の情報伝達についても同じであります。地震など緊急時の情報伝達につきましては、J-ARERT によって瞬時に伝達できる様、整備されています。

火災の場合は、一刻も早い消火体制の確立に万全を期すため、また、無用な混乱を招かないためにも、消防団員等の関係者のみに受令機やメール等により、連絡しているのが現状であります。

いずれに致しましても、「町民の生命や財産」などを守る事は、非常に重要な事でありますので、これからも能美警察署や広域消防本部など関係機関と連携を取りながら、より正確で迅速な情報伝達に努めて参ります事を申し上げ、答弁と致します。

◇議長 山先守夫

2 番 山村秀俊君。

◇2 番 山村秀俊

はい、議長。

12 月議会定例会に一般質問の機会を頂きましたので、3 点について、分割質問方式により、お尋ねしたいと思います。

1 点目は「生活支援・巡回バスの運行」についてお尋ねします。

前回、9 月議会の答弁において、福祉バスを充実・発展させた「巡回バスの運行」など

に向け検討中とのことでした。

これは、以前に実施しました、総合戦略でのアンケート調査において、「駅まで遠い」「車がないと不便」「高校へのアクセスが不便」との回答結果や、現状満足度の評価結果の大きなマイナスは、「公共交通の利便性」について、多くの人が「不満を感じている」という結果によるものと考えます。

そのため町では、川北温泉から山島台路線バスへの運行開始により、高校へのアクセス問題が一部解消されました。

しかしながら、ここで更に推進していただきたいのは、高齢者の「生活の足」を確保する施策です。

現状では、「生活の足」となる公共交通がないため、買い物や通院などの日常生活に、車は欠かせず、高齢になっても運転せざるを得ないこと、また、このことが進まない限り、運転免許証の自主返納制度や支援制度の充実も、容易には進まないと考えます。

特に、高齢者への日常生活への支援であり、自立支援のためにも必要な施策だからです。

高齢化の加速により、高齢者世帯が増加している現状を考えると、高齢者の生活圏の縮小や社会的交流の減少、地域社会の崩壊などから守るためにも、町がこの施策を担う意味はあります。

そこで、お尋ねします。

町でも、福祉バスを活用した「巡回バス」の検討をされているようですが、その中でも特に、町内の高齢者を対象とし、週に1日から2日程度で、日常生活に必要な場所への外出を支援することを目的とした「生活支援・巡回バス」の試験運行について、町当局の考えをお聞かせ下さい。

◇議長 山先守夫

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

只今の質問にお答え致します。

今年9月議会での山村議員のご質問にお答えを致しましたとおり、町では福祉バスを充実・発展させた「巡回バスの運行」を中心に検討を致しております。

巡回バスを運行するとなりますと、主な利用者は、当然、車を持たない高齢者等が挙げられますし、目的は勿論、生活支援であります。

また、試験運行を実施する際には、バス停を含むルートや運行回数、及びダイヤの設定、車両の選定など、綿密な計画と準備期間が必要であると考えております。

ご存知のように、「地方自治体は最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と地方自治法で謳われており、巡回バスの運行につきましても、近隣の状況を参考に、今後も調査と研究を積み重ね、少ない経費で最大限の効果が挙げられるよう、引き続き検

討して参ります事を申し上げ答弁と致します。

◇2 番 山村秀俊

議長、2 番。

◇議長 山先守夫

2 番 山村秀俊君。

2 点目は、「サンハイム三反田の将来構想」についてお尋ねします。

平成 29 年 12 月議会において、「サンハイム三反田の改修工事」の質問に対し、良質な住宅ストック形成のため、改修工事を実施し住環境を整えたい。町営住宅として今後も継続していくとの答弁でした。

町営住宅としてのストックを抱えておくことは、町内には、住宅用地や賃貸住宅が少ないだけに、転入者等の受入れ先確保のために、必要なことです。

しかしながら、今後も、時代に併せた住環境を維持・継続していくためには、バリアフリー化や省エネ対応、更にはエレベーターの設置などの多額の投資費用・改修費用が見込まれます。

また人口の推移状況を見ても、ここ数年横這い状態が続いており、総合戦略での目標人口、平成 32 年度までに 200 人の増加は、困難ではないかと思われます。

そこで私の提案ですが、この際、サンハイム三反田については取壊して、新たな住宅団地の候補地として、宅地分譲による再活用をし、定住人口の増加に結びつけてはどうかと考えます。

改めてサンハイム三反田の将来構想について、町当局の考えをお聞かせください。

◇議長 山先守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答えを致します。

サンハイム三反田につきましては、平成 22 年に雇用能力開発機構より譲渡を受けており、公的な住宅として利用することを条件とする用途指定が、10 年間設けられています。

更に、国の交付金による改修を行っているため、用途変更や取り壊しなどの工事は、早くても平成 33 年度以降となります。

また地域優良賃貸住宅として、子育て世帯を中心に地域における居住の安定に配慮が必要な世帯の方が入居しており、低額の家賃設定が大きな魅力となっています。

現在、中島区が地元主導で宅地開発を行い、既に 25 区画中 23 区画で売買が成立し、住宅建築が進められています。更に今年度末から、第 2 期工事として 17 区画の整備を行う予定であると聞き致しております。

その他の地区でも、宅地開発の検討を進めているとも聞いており、町の人口増加につな

がるものと期待をしております。

こうした現状を踏まえ、サンハイム三反田の将来計画につきましては、今後、国の交付金を活用しながら、これまで以上に安全で住み易さを実感できる様、整備して参ります事を申し上げ、答弁と致します。

◇2 番 山村秀俊

議長、2 番。

◇議長 山先守夫

2 番 山村秀俊君。

3 点目は「空き家に対する補助制度」について、お尋ねします。

川北町では、昨年から、空き家の所有者と希望者を引き合わせ、町が後押しする空き家バンク制度が創設されました。

空き家バンク制度の創設理由としては、親が高齢になっても子供と同居する世帯が少なくなり、高齢者比率が高まるにつれ、親が介護施設に入ることにより、実家が空き家になるからです。

空き家は、今後更に増加することが予想され、一部の自治体では空き家の円滑な流通や改修・解体・相続等を促すために、空き家をそのまま活用して、改修費用を補助する制度や、空き家の全部または一部を解体して再生させる、解体費用を補助する制度、その他、空き家の購入費用や清掃費用等の補助制度が、設けられています。

将来、子供達が定住するための受け皿の確保にも寄与することから、町でも、検討されているようですが、改めて、空き家に対する補助制度の創設について、町当局の考えをお聞かせください。

以上で、私からの質問を終わります。

◇議長 山先守夫

土木課長 山本忠浩君。

◇土木課長 山本忠浩

はい、議長。

空き家に対する補助制度について、お答え致します。

平成 30 年 3 月議会で森議員の質問で、新たな施策の創設について検討するとお答えをしておりますが、その後の新たな取り組みについて申し上げますと、本年 7 月に町内全域を対象とした、空き家等実態調査を実施し、先月末に完了致しております。

対象となった物件数は 67 件で、外観目視による判定で問題なしは 23 件、要注意観察 38 件、不良住宅の可能性が高いが 6 件となっております。

この結果に基づき、不良度の高い建物 6 件については、先般、所有者に判定結果及び適切な管理について告知したところでご座居ます。

今後、この 6 件の物件については町建築組合と協定を結び、所有者の同意の下、立入調

査を実施したいと考えております。

また、県司法書士会と連携し、空き家の持ち主が抱える相続やトラブルに関する問題があった場合には、気軽に相談できるような体制を構築したいと考えております。

昨年8月に開設しました、川北町空き家バンクについては、空き家の物件提供者の登録はご座居ませんが、空き家物件を求めている方の登録者が2名ご座居しますので、空き家物件の提供者の登録が増えるよう、努めて参りたいと考えています。

今後、町では空き家の解体費用助成、移住促進助成など、町の実態に即した空き家に対する施策を検討して参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 山先守夫

4番 西田時雄君。

◇4番 西田時雄

はい、議長。

12月議会定例会におきまして、一般質問の機会をいただきましたので、分割質問方式により、質問させていただきます。

最初は「東部地区工業団地について」質問します。

現在、本年5月から三反田地内で、東部地区工業団地の造成工事が、進められています。

工事の進捗状況については、順調にすすめば、平成31年3月の完成と伺っております。

関連する道路・水路なども含めると約15ヘクタールの広さの工場用地がどのように活用されるのか、町民の皆さんも期待されているところです。

そこで、工場用地の造成工事と並行して、企業の誘致計画なども進められていると思われませんが、どの様な業種や規模の企業が進出するのか。また工場用地に隣接して公園広場が作られると伺っておりますが、町民の方も利用出来るような公園になるのか、町当局にその進捗状況について、お伺いします。

◇議長 山先守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答え致します。

東部地区工業団地につきましては、三反田地区の皆様方に大変なご協力を頂き、土地開発公社の整備事業として本年4月に着工し、来年3月末の完成を目指しております。

工業団地の造成と致しましては、西部地区工業団地以降、21年振りとなる大規模整備事業で、町内では5つ目の工業団地となります。

お陰様で工事も順調に進んでおり、現在、工事の進捗率は88%程度でございます。

企業誘致につきましては、将来的な財政基盤の強化、雇用の創出を促進するため、出来るだけ早く誘致して行きたいと考えてもおります。

区画につきましても、企業との交渉を踏まえて整備をしたいと考えております。

現在、幾つかの企業から問い合わせを受けておりますが、工事完了後、各種手続き等に約3ヶ月程度の期間が必要となり、企業への売却については早くても来年8月以降になる予定でございます。

また誘致を計画している産業分類につきましては、農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法であります。この事業認可を受けており、製造業であることと指定されていません。

その他、工業団地の東側には、約4,500㎡の公園用地を整備しておりますが、今後の利用形態につきましては、地域の皆様の意見、そして誘致企業の意向などを踏まえ、検討して参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇4番 西田時雄

議長 4番。

◇議長 山先守夫

4番 西田時雄君。

次は「防災士資格者の組織化について」の質問です。

全国各地で大規模な自然災害が毎年のように発生し、今年も甚大な被害が報告されています。

平成7年に発生した阪神淡路大震災を教訓に、防災・減災を目的とした防災士の養成講習会が全国各地で開催され、防災士認定資格者数が本年9月末現在、全国で約15万5千人。石川県では約5,300人、そして川北町では男性36名、女性11名、合計47名の防災士の方が、各地区で活躍されています。

しかし、資格を習得したものの何をしていいのかわからない防災士の方もおられると伺っております。

現在、白山市や加賀市の自治体が、防災士会を立上げ、年間を通して活動しています。

そこで、防災士の防災スキルの向上や、その情報共有と併せて、地域住民へ「自助」「共助」「公助」の大切さや防災の必要性を伝えるための組織、例えば「川北町防災士会」のような組織を、町主導により組織してはどうかと考えますが、町当局の考えをお伺いします。

◇議長 山先守夫

総務課長 川北征章君。

◇総務課長 川北征章

はい、議長。

それでは只今の質問にお答え致します。

防災士の育成につきましては、県と町が受講料の負担をしており、有資格者が年々、増加を致しております。

町の防災士は、これまで47名の方々が資格を取得しており、来年1月の育成講座には、男性7名、女性2名の併せて9名が受講予定しており、これにより町全体の防災士は、男性43名女性13名の、合わせて56名となる見込みであります。

防災士は、自助・共助・協働の理念に基づき災害時には、公的な救援活動が機能するまでの初動対応や、避難所の運営への協力などが期待されており、町の災害対策の重要な位置づけを担っております。

従いまして、町と致しましては、まだ防災士のいない地区もございますので、1つの地区に複数の防災士を育成できる様、努力すると共に、これまで同様、町内の自主防災組織による定期報告会や県等が開催するスキルアップ研修会、危機管理フォーラム等、その都度、防災士や関係の方々に案内し、防災士のスキルアップにも協力して行きたいと考えています。

今後は「防災士会」の組織化も含め、色々な角度から町の防災体制の強化に努めて参りますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 山先守夫

6番 苗代 実君。

◇6番 苗代 実

議長。

12月議会に一般質問の機会を得ましたので、次の1点についてお伺いしたいと思います。

月日の経つのも早いもので、来春は統一地方選挙の年になります。

我々が、選挙で選ばれた平成27年からのこの4年間は、全国各地で地震や大雨などによる自然災害が多く発生した4年間でもありました。

しかし、当町では特別な災害もなく、財政力では県内でもトップクラスを維持する中、ハード面では、いち早く各学校に冷暖房設備を完備し、天井などの非構造部材の耐震化工事に取り組み、そして、児童館の利用児童数の増加による増築改修工事も行いました。

また、現在、町民の安全・安心を図る為の防犯カメラの設置工事や、今後の財政確保の為の東部地区工業用地造成工事を実施致しております。

ソフト面では、乳幼児の医療費の窓口無料化の実施や、町の基本施策などを盛り込んだ川北町版総合戦略の策定。不妊・不育症給与金の拡充、並びに新築住宅の建築又は購入をした場合に50万円を支給するなど、地域の活性化を図るとともに、後年の財政負担軽減のため、繰り上げ償還を随時行ったほか、福祉施策、中小企業への支援拡大や、施設の経年劣化による修繕にも対応してきた所です。

これも町長の優れた行政手腕の賜物と深く敬意を表するところであります。

さて、来年の4月に我々も含め町長も任期満了となります。

そこで、町長の2期8年の業績を振り返り、今後、更に続投されることを多くの町民も望まれていることと思います。町長の所見をお伺い致します。

これで質問を終わります。

◇議長 山先守夫

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

お答えを致します。

4年前、町議会議員の皆様をはじめ、町民多数の暖かいご支援を頂き、2期目のこの4年間、「粉骨砕身」の思いで町政の執行に当たって参ったつもりであります。

この間、議会の皆様方のご指導とご協力により、広域消防の問題や地下水の濁水対策による工業用水道事業の導入など、諸課題の解決や施策の実現に取り組むことが出来たのではないかと感謝も致しております。

お陰様で福祉施策の充実は素より、町民の皆様の安全・安心のための防災行政無線の整備、更には子ども達が健やかに学び育つ環境整備として児童館の増築や、学校及び保育所の空調設備の改修も実施したほか、住宅に対する新たな補助制度も創設することが出来ました。

また、他に先駆けて英語教育の実施など、将来を担う子ども達が、賢くそして逞しく育つ環境整備にも力を注いだつもりであります。

その他、特定作物への支援制度や、創業・起業する方に対する補助制度の創設など、農・工・商、バランスのとれた産業振興にも取り組んで参りました。

しかし、私自身の思いは、まだまだ達成していないのではと反省もしています。

今後、町民の誰もが利用できる様、仮称ですが「多目的運動公園」の整備を計画しており、事業完了までの責務も強く感じております。

そしてご承知のとおり、東部地区工業団地の造成を行っており、企業誘致による雇用の創出や地域の活性化、そして更なる財政基盤の安定を推し進めて参りたいと思っています。

とにもかくにも、町民の皆様が「住んで良かった」との思いを実感できる「魅力ある町づくり」に、更に磨きをかけて行く事が勤めであると考えております。

幸いにも、現在、気力・体力共に充実していますので、議会の皆様方は勿論ですけれども、町民の方々のご支援とご理解が戴けるならば、引き続き「一意専心」の思いで町政のかじ取りを担って参りたいと考えていますことを申し上げ、答弁と致します。

◇議長 山先守夫

これで、一般質問を終わります。

《委員長報告》

◇議長 山先守夫

日程第2 議案第50号から議案第57号までを一括議題とします。

これから、各常任委員長より、先に付託致しました案件の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 苗代 実君。

◇総務産業常任委員長 苗代 実

議長。

それでは総務産業常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第50号「平成30年度川北町一般会計補正予算」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第54号「平成30年度川北町工業用水道事業会計補正予算」、

議案第55号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第56号「特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、

議案第57号「川北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、

以上の案件について、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。以上でございます。

◇議長 山先守夫

教育民生常任委員長 西田時雄君。

◇教育民生常任委員長 西田時雄

はい、議長。

教育民生常任委員会に付託されました案件について、その審査の経過と結果の報告を致します。

議案第50号「平成30年度川北町一般会計補正予算」のうち、その所管に属する関係部分、

議案第51号「平成30年度川北町国民健康保険特別会計補正予算」、

議案第52号「平成30年度川北町介護保険事業特別会計補正予算」、

議案第53号「平成30年度川北町後期高齢者医療特別会計補正予算」、

これらの審査の中で、議案第52号の案件であります、介護予防・生活支援サービス事業費が年々増加傾向にあり、補正予算の計上要因として、高齢者の増加や生活環境の変化などが報告されました。

要支援者1、2の対象者が増加し、それに伴いサービスを利用される方が増え続けることが懸念されることなどから、高齢者の健康増進のため、現在町内の8地区で取り組まれて

いる「いきいき百歳体操」を今後、積極的に推進していく事が必要ではないかといった意見が出されました。

以上、休会中、慎重審査の結果、全員賛成の意見にまとまりましたので、ここにご報告致します。以上でございます。

◇議長 山先守夫

これで、各常任委員長の審査の経過並びに結果の報告を終ります。

《質疑・討論・採決》

◇議長 山先守夫

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

これから、議案第 50 号から議案第 57 号までを一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 50 号から議案第 57 号までは、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立 9 名)

ご着席ください。

はい。起立全員です。

したがって、議案第 50 号から議案第 57 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

《閉議・閉会》

◇議長 山先守夫

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了致しましたので、平成 30 年第 6 回川北町議会定例会を閉会します。

これにて、散会します。

(午前 10 時 56 分)